

私立学校法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第7号

私立学校法施行細則の一部を改正する規則

私立学校法施行細則（昭和42年岩手県規則第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(寄附行為変更の認可の申請)</p> <p>第4条 法第45条第1項の規定による寄附行為の変更についての認可の申請は、別に定める様式による学校法人寄附行為変更認可申請書に、省令第4条第1項第1号、<u>第5項、第8項、第9項又は第10項</u>に定める書類を添えてしなければならない。この場合における省令第4条第1項第3号の書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該申請に係る寄附行為の変更が、<u>省令第4条第5項、第9項又は第10項</u>に規定する場合に係るものであるときは、前号に掲げる書類のほか、第2条各号に掲げる書類（登記の届出）</p> <p>第13条 <u>政令第1条第1項</u>の規定による学校法人又は準学校法人が組合等登記令（昭和39年政令第29号）の規定により登記をしたことについての届出は、別に定める様式による登記届によってしなければならない。</p> <p>(理事又は監事の就任の届出等)</p> <p>第14条 <u>政令第1条第2項前段</u>の規定による理事又は監事の就任又は退任についての届出は、別に定める様式による理事（監事）就任（退任）届によってしなければならない。</p> <p>2 <u>政令第1条第2項後段</u>の規定による他の理事が理事長の職務を代理し、若しくは理事長の職務を行うこと又は理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめることについての届出は、別に定める様式による理事長職務代理等開始（終了）届によってしなければならない。</p>	<p>(寄附行為変更の認可の申請)</p> <p>第4条 法第45条第1項の規定による寄附行為の変更についての認可の申請は、別に定める様式による学校法人寄附行為変更認可申請書に、省令第4条第1項第1号、<u>第6項、第9項、第10項又は第11項</u>に定める書類を添えてしなければならない。この場合における省令第4条第1項第3号の書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 当該申請に係る寄附行為の変更が、<u>省令第4条第6項、第10項又は第11項</u>に規定する場合に係るものであるときは、前号に掲げる書類のほか、第2条各号に掲げる書類（登記の届出）</p> <p>第13条 <u>政令第2条第1項</u>の規定による学校法人又は準学校法人が組合等登記令（昭和39年政令第29号）の規定により登記をしたことについての届出は、別に定める様式による登記届によってしなければならない。</p> <p>(理事又は監事の就任の届出等)</p> <p>第14条 <u>政令第2条第2項前段</u>の規定による理事又は監事の就任又は退任についての届出は、別に定める様式による理事（監事）就任（退任）届によってなければならない。</p> <p>2 <u>政令第2条第2項後段</u>の規定による他の理事が理事長の職務を代理し、若しくは理事長の職務を行うこと又は理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめることについての届出は、別に定める様式による理事長職務代理等開始（終了）届によってなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。